

TH Picks for Welfare

[発行日] 2026年1月1日発行
 [発行元] 辻・本郷 税理士法人 社会福祉法人部
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
 TEL: 03-6871-9850 [受付時間: 9時00分~17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]
 URL: <https://www.ht-tax.or.jp/>



Vol.20
2026.01

認可保育所 資金運用ルール —委託費の30%・5%・3%基準—

認可保育所（以下、「保育所」）の主な収入源である「委託費（公定価格）」の取り扱いについて、今回は、重要性の高い委託費運用ルールである「委託費の30%・5%・3%基準」に焦点を当てて解説します。特に30%基準については逸脱があった場合、解消されるまでの期間においては、所轄庁による処遇改善等加算の基礎分の加算停止となる恐れがありますので、この基準の正確な理解が不可欠です。

※委託費の取り扱いについては、「[子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について](#)」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0903 第6号、最終改正平成30年4月16日子発0416第3号、以下「経理等通知」という。）の中で定められておりますので、詳細は経理等通知をご確認ください。

委託費の30%・5%・3%基準

1. 30%基準：当期末支払資金残高の適正水準
2. 5%基準：収支計算分析表の提出要否の確認
3. 3%基準：前期末支払資金残高の取崩し額



1. 30%基準 当期末支払資金残高の適正水準

当期末支払資金残高 \leq 当該年度の委託費収入の30%

過大な資金保有を防止する観点から、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の額と定められています。この残高は、適正な保育所運営が確保された上で、将来発生が見込まれる経費に係る積立を行った後の金額であるため、基準を超える保有は認められていません。

なお、2か年度にわたり30%基準を逸脱した場合は、解消されるまでの間、所轄庁は処遇改善等加算の基礎分^(※)の加算停止措置を講じることが可能とされています。積立資産・積立金を計上することは認められていますので、積立を行うことで当期末支払資金残高を委託費収入の30%以下に抑える必要があります。

※処遇改善等加算の算定方法、基礎分の加算率について

処遇改善加算 = 「加算当年度の区分1及び区分2の単価の合計額」 \times {「[加算率](#)」 \times 100} \times 「見込平均利用こども数」 \times 「賃金改善実施期間の月数」

加算率区分表

職員一人当たりの 平均経験年数	加算率		
	区分1 (基礎分) (加算率)	区分2 (賃金改 善分)	うちキャ リアパス 要件分
11年以上	12%	7% (加算率) + 加算率	
10年以上～11年未満	12%		
9年以上～10年未満	11%		
8年以上～9年未満	10%		
7年以上～8年未満	9%		
6年以上～7年未満	8%		
5年以上～6年未満	7%		
4年以上～5年未満	6%		
3年以上～4年未満	5%		
2年以上～3年未満	4%		
1年以上～2年未満	3%		
1年未満	2%		



基礎分の加算率

職員の平均経験年数に応じた昇給に要する費用として加算率2～12%が設定されています。(平均経験年数が11年以上となる場合は一律12%)

参考:「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こども家庭庁成育局長通知こ成保296、最終改正令和7年9月2日こ成保510)

また、積立資産は経理等通知により弾力運用の段階別に勘定科目が定められています。積立を行う際は、長期的な計画を立てた上で、使途を定めて積み立てることが望ましいです。

弾力運用の 段階	積立資産
第一段階	<input type="radio"/> 人件費積立資産 ^(※1) <input type="radio"/> 修繕積立資産 ^(※2) <input type="radio"/> 備品等購入積立資産 ^(※3)
第二段階	<input type="radio"/> 人件費積立資産 ^(※1) <input type="radio"/> 修繕積立資産 <input type="radio"/> 備品等購入積立資産 (保育所施設・設備整備積立資產) ^(※2,3)
第三段階	<input type="radio"/> 人件費積立資産 ^(※1) <input type="radio"/> 保育所施設・設備整備積立資產 ^(※2,3)

※1 人件費の類(給与規定や職員研修など、法人における人材養成や人事管理)に属する経費に掛かる積立
※2 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用・修繕時期を考慮した積立
※3 業務省力化機器をはじめとした施設運営に必要な物品の購入や更新費用・発生時期を考慮した積立

2. 5%基準

収支計算分析表の提出要否の確認

各種積立資産への積立支出 + 当期資金収支差額 ≦ 事業活動収入計(決算額)の5%

該当する場合は、収支計算分析表の提出が必要

5%基準では、委託費収入が十分利用されているかを判断するため、積立資産への積立支出を含めた「1年間での支払資金の増加額」が事業活動収入計の5%を超えていないか確認します。

基準を超える場合には、公定価格が保育に十分活用されていないと判断され、所轄庁に対して委託費の内訳を分解した収支計算分析表を作成し報告する必要があります。この提出がない場合には、指導監査において文書指摘、口頭指摘又は助言を受ける可能性があります。

なお、収支計算分析表は、弾力運用が遵守されていることを確認するため、次のいずれかに該当する場合も提出が必要となります。

1. 限度を超えて弾力運用を行った場合

- 経理等通知1(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- 経理等通知1(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- 別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えていいる場合

2. 経理等通知の定めに従っていない場合

- 経理等通知の「1. 委託費の使途範囲」から「4. 委託費の管理・運用」までに定められた事項以外により、保育所に係る拠点区分から支出が行われている場合

なお、弾力運用第三段階の施設（社会福祉法人及び学校法人に限る）については、理事会承認により前期末支払資金残高を財源とした本部拠点等への繰入が可能です（[TH Picks for welfare vol.19](#)参照）。

弾力運用第三段階の施設であっても、株式会社等の理事会の設置がない法人については所轄庁への事前承認が必要となるため、注意が必要です！

おわりに

以上の通り、保育所を運営する際は、経理等通知に基づき適正に資金運用を行うことが重要です。また、所轄自治体によっては取り扱いが異なる場合もあるため、注意が必要です。

辻・本郷 税理士法人 社会福祉法人部では、保育所の資金運用ルールに関するご相談も承っております。お困りのことがございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

3. 3%基準 前期末支払資金残高の取崩し額

前期末支払資金残高取崩し額 \leq 事業活動収入計（予算額）の3%

該当する場合は、所轄庁との事前協議の省略が可能

年度内の運営は委託費収入を使って行うことなっていますが、持続的に安定した運営を行うため事業年度によっては前期末支払資金残高の取崩しが必要となる場合も想定されます。前期末支払資金残高の取崩しは、原則として所轄庁との事前協議が必要となります。事業活動収入計（予算額）の3%相当額以下である場合は、例外的取り扱いとして事前協議を省略することができます。